

ID: 187-2

担当部署: 教育委員会事務局 公民館二宮分館

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	真岡市生涯学習館の設置及び管理条例 第7条第2項		
例規番号	平成25年条例第44号		
【基準】	<p>第7条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可の取消し等)</p> <p>第7条 使用者が生涯学習館の使用の許可の取消しをしようとするときは、教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 教育委員会は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を制限し、若しくは停止し、又は取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) その他、教育委員会が管理</p>		
備考	<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館</p>		
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 188-2

担当部署: 教育委員会事務局 公民館二宮分館

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市生涯学習館の設置及び管理条例 第8条第1項		
例規番号	平成25年条例第44号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (使用料) 第8条 使用者は、使用許可の際、次の各号に定める使用料を納付しなければならない。 (1) 生涯学習館使用料 別表に定める額 (2) 附属設備器具使用料 教育委員会が別に定める額 2 前項の規定にかかわらず、市の機関が直接使用する場合は、無料とする。 3 教育委員会が特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>			
備考	<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館</p>		
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 206-2

担当部署: 教育委員会事務局 公民館二宮分館

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名根拠条項	真岡市長沼会館の設置、管理及び使用条例 第6条		
例規番号	平成21年条例第16号		
<p>【基準】</p> <p>第4条、第6条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の制限)</p> <p>第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 施設及び設備を損傷又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。 (4) 管理運営上支障があると認めるとき。 (5) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。 <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 この条例に違反し、又は使用の許可を受けた後、第4条に規定する事由が生じたときは、教育委員会は許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考	<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館</p>		
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 207-2

担当部署: 教育委員会事務局 公民館二宮分館

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	真岡市長沼会館の設置、管理及び使用条例 第7条第1項		
例規番号	平成21年条例第16号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (使用料) 第7条 使用者は、別表に定める使用料を、使用許可の際納付しなければならない。 2 市の機関若しくは市行政に直接関係のある団体が使用し、又は教育委員会が特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>			
備考	<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館</p>		
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 211-2

担当部署: 教育委員会事務局 公民館二宮分館

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名根拠条項	真岡市物部会館の設置、管理及び使用条例 第6条		
例規番号	平成21年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第4条、第6条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の制限)</p> <p>第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 施設及び設備を損傷又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。 (4) 管理運営上支障があると認めるとき。 (5) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。 <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 この条例に違反し、又は使用の許可を受けた後、第4条に規定する事由が生じたときは、教育委員会は許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考	<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館</p>		
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 212-2

担当部署: 教育委員会事務局 公民館二宮分館

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市物部会館の設置、管理及び使用条例 第7条第1項		
例規番号	平成21年条例第17号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (使用料) 第7条 使用者は、別表に定める使用料を、使用許可の際納付しなければならない。 2 市の機関若しくは市行政に直接関係のある団体が使用し、又は教育委員会が特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>			
備考	<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館</p>		
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 216-2

担当部署: 教育委員会事務局 公民館二宮分館

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名根拠条項	真岡市久下田駅さくらホールの設置、管理及び使用条例 第6条		
例規番号	平成21年条例第18号		
【基準】	<p>第4条、第6条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の制限)</p> <p>第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の使用の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) さくらホール又は附属する設備等をき損するおそれがあると認めるとき。 (3) 管理運営上支障があると認めるとき。 (4) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。 (5) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 この条例に違反し、又は使用の許可を受けた後、第4条に規定する事由が生じたときは、教育委員会は許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>		
備考	<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館</p>		
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 217-2

担当部署: 教育委員会事務局 公民館二宮分館

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	真岡市久下田駅さくらホールの設置、管理及び使用条例 第7条第1項		
例規番号	平成21年条例第18号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (使用料) 第7条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、教育委員会において特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>			
備考	<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館</p>		
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日